

報告事項

下古屋自治区運営細則の改定

1. 第2条の「別表1選任委員の構成」、「別表2組長代表委員の地域別」の改定

改定1；「組長代表委員の地域別」について地域を1か所（森前）を追加

〔理由〕区民の増加に伴い地域選出委員を1名追加する

改定2；「選任委員の構成」について農事組合長、下古屋まちづくり委員会会長、

女性委員代表、ジュニアクラブ代表、下古屋子ども会代表を削除

〔理由〕選任委員の構成を簡素化する

改定3；住宅管理会社が管理するアパートを「別表2」から除外する

〔理由〕区民の氏名が非公表で組長会にも出席していないため、区民の意見を反映しているとは言えない

2. 第9条の「役員等手当の支給」の改定

改定；組番号の21組を20組に変更する

〔理由〕組数の増加に伴い組番号を整理

3. 第10条の「諸団体に対する助成金」の改定

改定1；「女性会」を削除

〔理由〕令和3年度より女性会を廃会

改定2；「寄り合い花壇の会」を削除

〔理由〕団体がなくなり実体がない

改定3；「太鼓連」を追加

〔理由〕夏祭り盆踊り大会等で自治区に大いに貢献